

南河内4市町村の下水道事務広域共同化

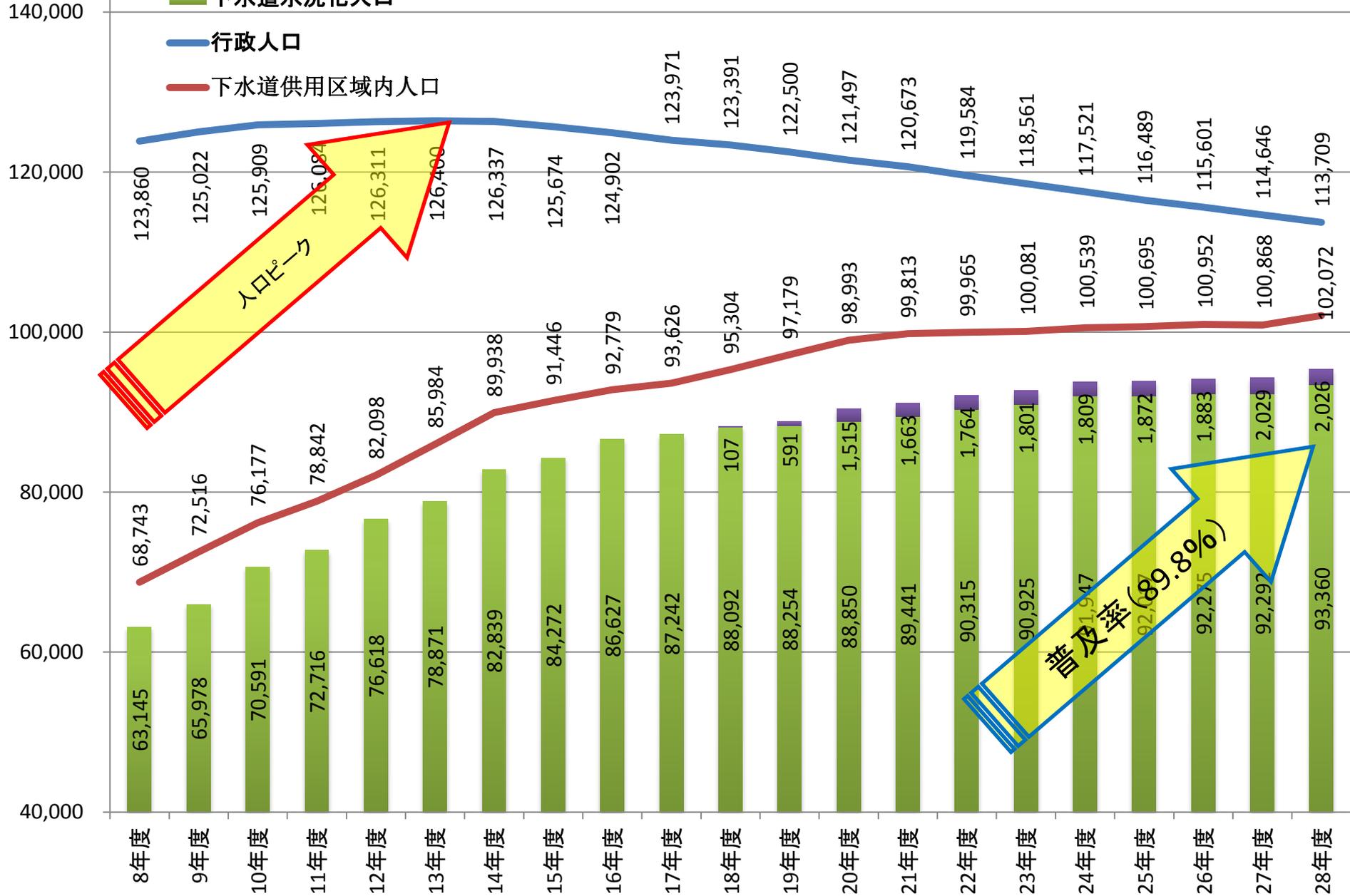
大阪府富田林市上下水道部下水道課

富田林市の下水道事業の経過

和暦	西暦	事 象	普及率 (全体)
昭和40年	1965	【府内】一部事務組合による寝屋川流域下水道事業着手	
昭和42年12月	1967	日本住宅公団・金剛団地で整備した狭山処理場と団地内管路を公共下水道として供用開始	
昭和45年12月	1970	【府内】下水道法改正により流域下水道の事業主体は府に	
昭和48年	1973	狭山処理場を流域下水道として大阪府に移管	
昭和53年	1978	狭山処理区流域関連公共下水道事業に着手	
昭和55年 7月	1980	狭山処理場(30,000m ³ /日)供用開始	
昭和56年 8月		日本住宅公団・金剛東団地のまち開き	
平成 2年 6月	1990	大井処理区流域関連公共下水道事業に着手	
平成 8年 8月	1996	大井処理場(25,000m ³ /日)供用開始	
平成 8年	1996	水質汚濁防止法「生活排水対策重点地域」指定 …浄化槽設置整備事業開始(設置補助)	55.5%
平成11年		事業認可区域1,528.1ha	62.5%
平成12年		事業認可区域1,556.8ha	65.0%
平成16年 3月	2004	「新富田林市生活排水対策基本計画」 下水道区域の一部を市設置型浄化槽区域に	72.8%
平成17年12月	2005	浄化槽市町村整備推進事業(第1期PFI)開始	75.5% (75.5%)
平成22年		事業認可区域1,846.6ha	83.6% (85.1%)
平成23年	2011	市街化調整区域の公共下水道事業に着手	84.4% (85.9%)
平成24年 2月		「新富田林市生活排水対策基本計画」(2次改定) 市設置型浄化槽区域の拡大	
平成24年10月	2012	浄化槽市町村整備推進事業(第2期PFI)開始	85.6% (87.1%)
平成26年	2014	事業認可区域1,923.7ha	87.3% (89.0%)

下水道の整備状況

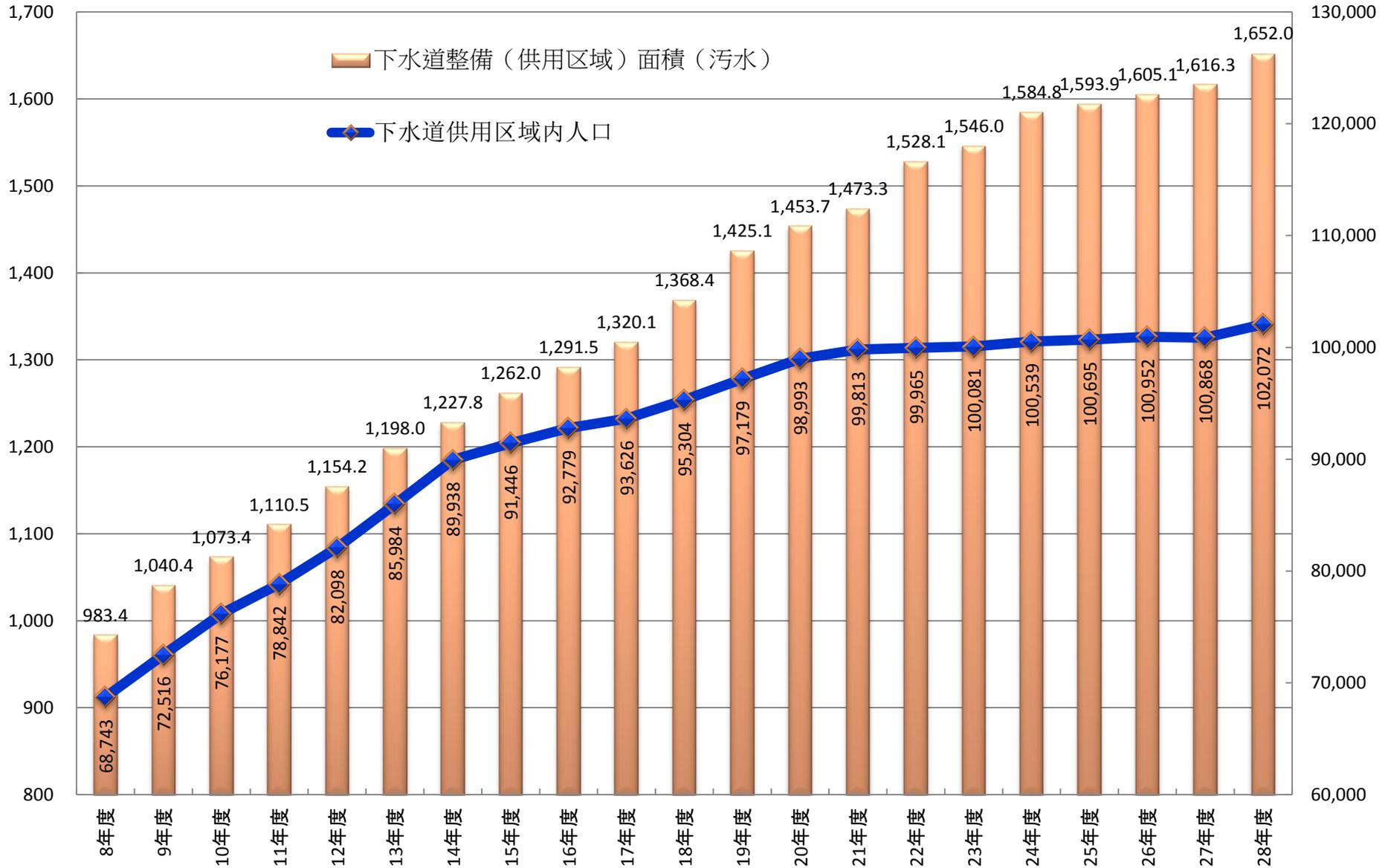
- 浄化槽整備推進事業浄化槽水洗化人口
- 下水道水洗化人口
- 行政人口
- 下水道供用区域内人口



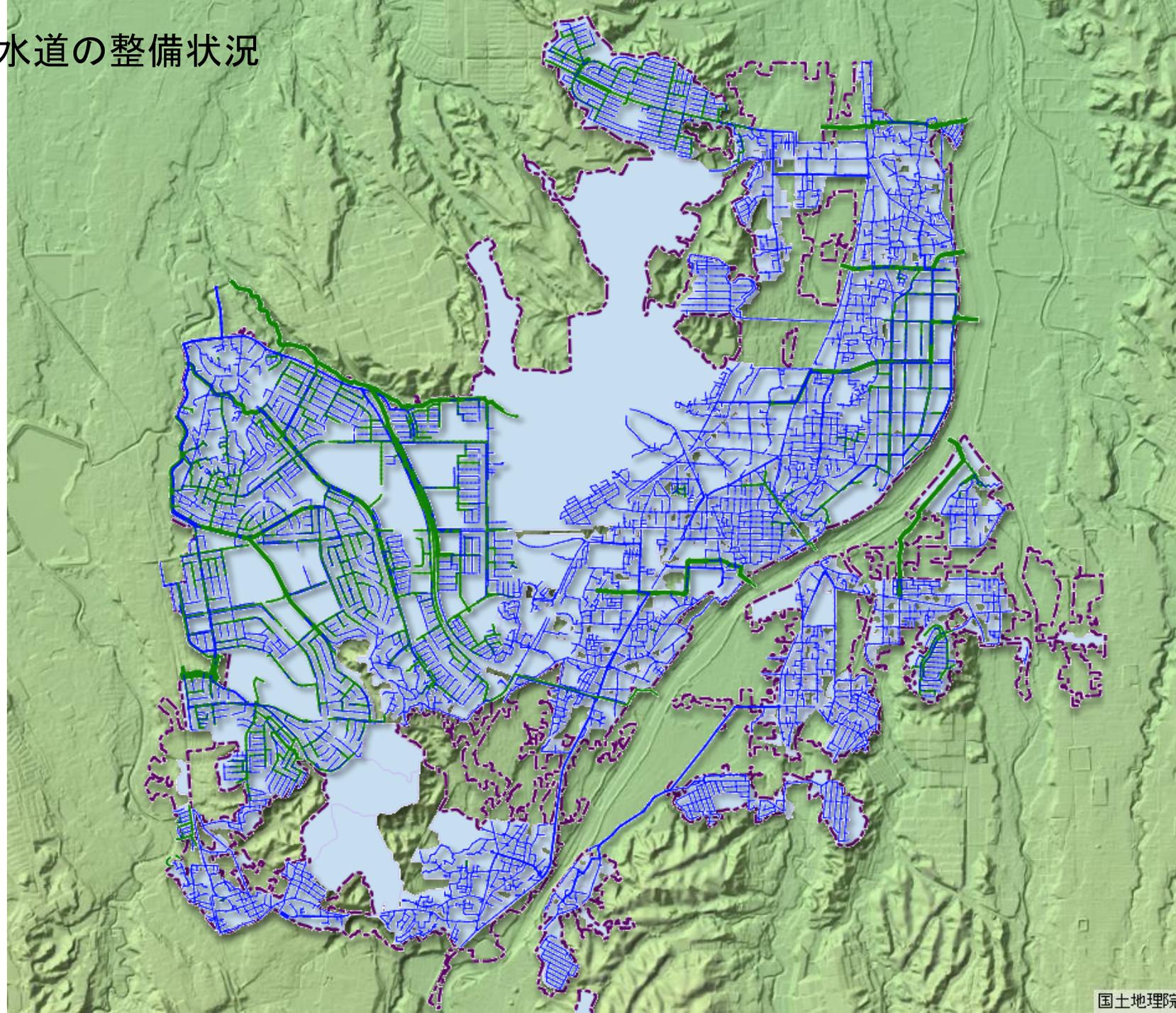
人口ピーク

普及率(89.8%)

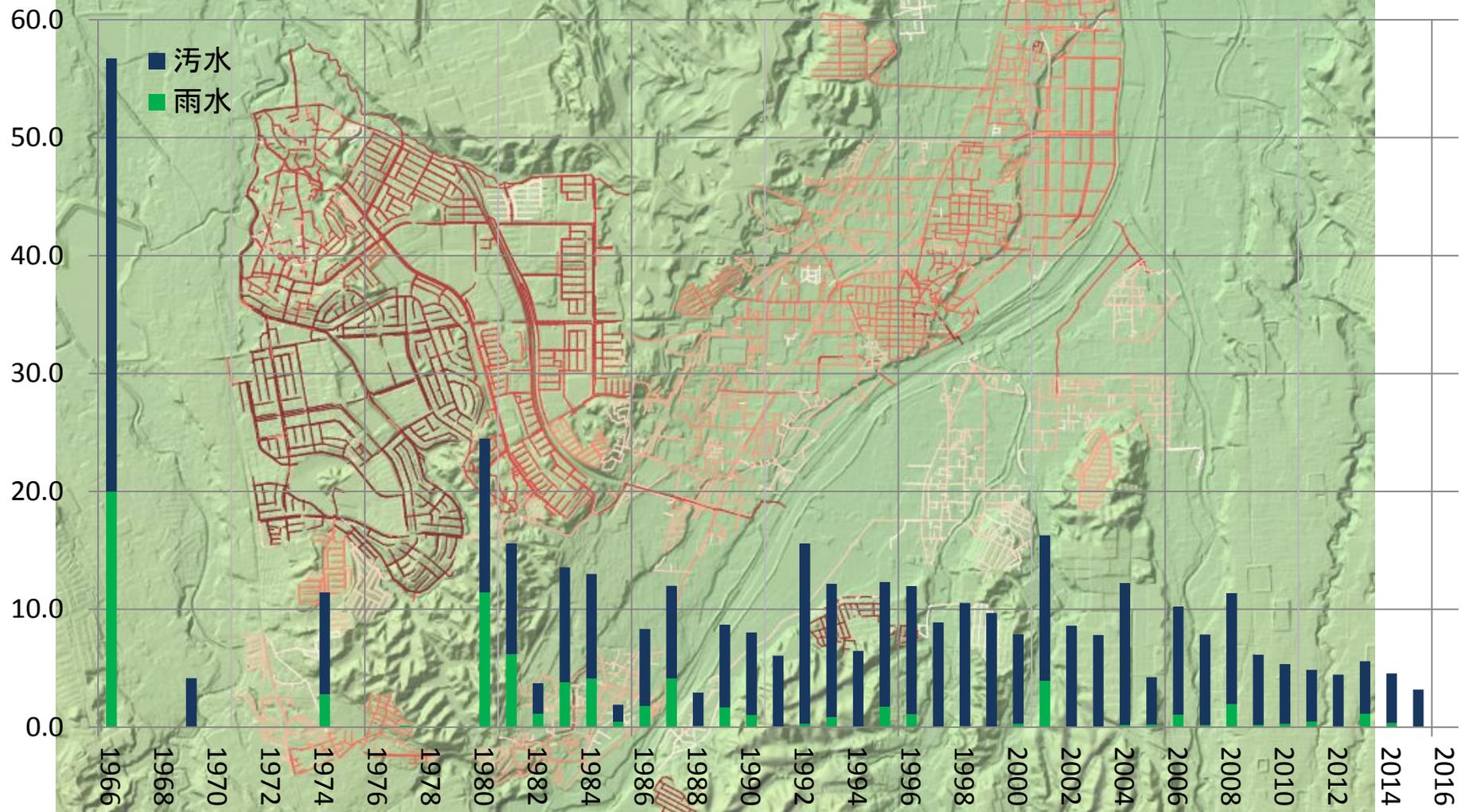
公共下水道の整備面積と供用人口



下水道の整備状況



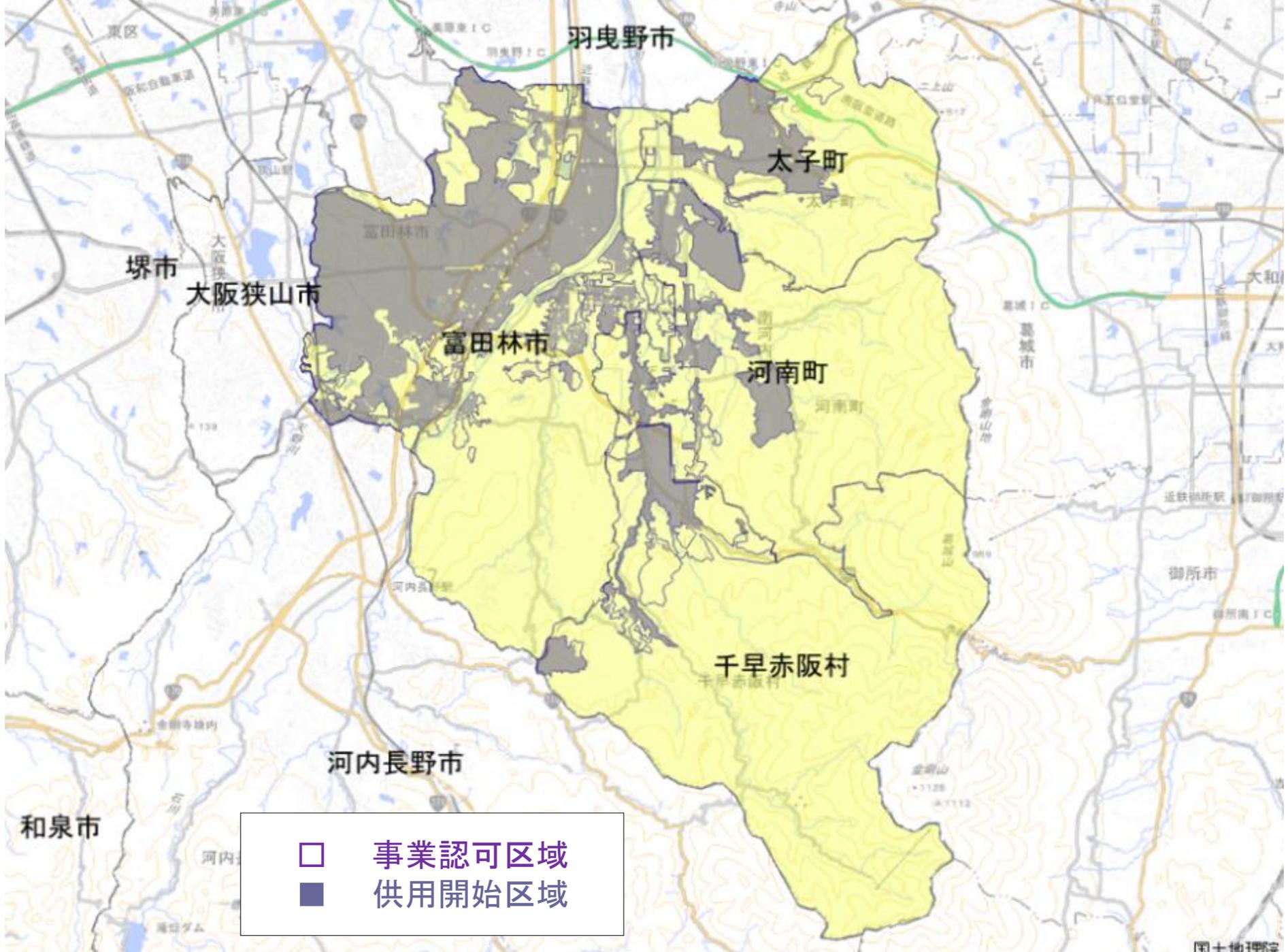
下水道の整備状況(老朽化の状況)



南河内4市町村

太子町
富田林町
河内町
千早赤阪村

市町村名	行政データ				下水道データ				管路延長 (m)
	行政面積 (ha)	市街化 区域 面積 (ha)	調整 区域 面積 (ha)	行政 人口 (人)	普及 人口 (人)	計画 面積 (ha)	排水 面積 (ha)	普及率 (%)	
富田林市	3,972	1,588	2,384	115,601	100,952	2,851	1,594	87.3	374,970
太子町	1,417	238	1,179	13,958	13,183	793	239	93.5	58,241
河南町	2,526	241	2,285	15,941	14,249	411	349	90.2	74,910
千早赤阪村	3,730	130	3,600	5,715	4,325	266	193	75.2	32,164
4市町村計	11,645	2,197	9,448	151,215	132,709	4,321	2,375	87.8	540,285



羽曳野市

太子町

堺市

大阪狭山市

富田林市

河南町

千早赤阪村

河内長野市

和泉市



事業認可区域



供用開始区域

南河内4市町村の現状と課題

- ・ 人口減少社会到来による下水使用料収入の減少
- ・ 老朽化施設が急増することによる維持管理費と更新費用の増加
- ・ ベテラン職員の退職と組織体制縮小による技術継承の困難化
- ・ 厳しい経営状況での住民サービスの維持・向上

下水道事務広域化検討の必要性

- ・ 職員数の削減が進む中で、市町村が抱える課題に対し、各市町村が単独で対応していくには限界がある。
- ・ 下水道事業の執行体制を確保し、適切な維持管理を支える技術基盤の確立と整備・管理の効率化による経営基盤を構築するためには、広域的な連携・協力が有効な手段であり、事務の広域化の検討が今後必要不可欠となる。

広域化協議会の発足までの経過（2015/12 ～ 2016/8）

① 発案自治体内部の調整

- ・ 発案自治体において協議会制度の活用に関する検討開始。
- ・ 市長・副市長等への必要性の説明と了承取付。

② 参加要請市町村との調整

- ・ 広域連携参加予定市町村下水道担当者に広域化検討を打診。
- ・ 広域連携参加予定市町村下水道首長への広域化検討を要請。

③ 都道府県・国等との調整

- ・ 都道府県・国等に広域化検討への協力を要請。

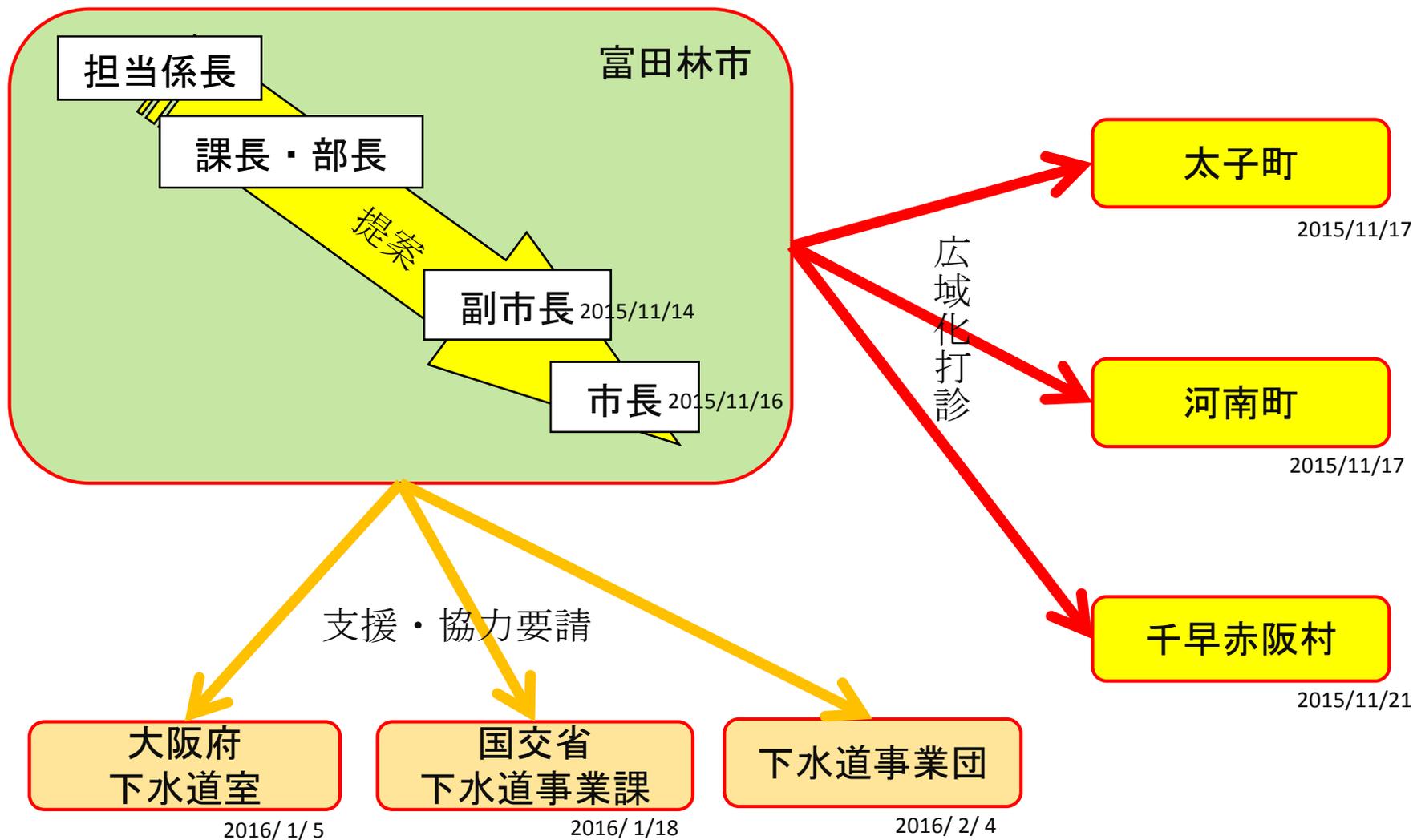
④ 準備会の設立

- ・ 係長等担当者会議で協議会設立に向けて現状課題等整理。
- ・ 協議会設立の趣旨、目的等の説明資料を作成。

⑤ 協議会の設立

- ・ 協議会開催に向けた準備調整。
- ・ プレス向け資料作成

広域化協議会に向けた調整



南河内4市町村下水道事務広域化協議会会則

- (名称)第1条 この会の名称は「南河内4市町村下水道事務広域化協議会」(以下「協議会」という。)とする。
- (目的)第2条 協議会は、下水道事業(以下、浄化槽市町村整備推進事業を含む。)の事務を継続的に安定して実施するために必要な広域化による事務の集約等を共同して検討することを目的とする。
- (構成員)第3条 協議会は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村それぞれの公共下水道事業管理者を構成員とする。
- 2 前項のほか、国及び関係地方公共団体並びに下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。
 - 3 協議会は、下水道法第31条の4に基づくものとし、構成員は会議により調った事項についてその結果を尊重するものとする。
- (役員)第4条 協議会に次の役員を置く。会長 1名 会長代理 1名
- 2 会長は、前条第1項構成員の互選とし、協議会を代表し会務を総理するとともに、会議の議長を務める。
 - 3 会長代理は、前条第1項構成員の中から会長があらかじめ指名し、会長に事故等があった場合に会長の職務を代理する。
- (会議)第5条 協議会における重要事項は、構成員による会議により決定する。
- 2 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、決定は構成員の合意によるものとする。
 - 3 構成員は、自らに代えてその職員の中から代理を立て会議に参加させることができる。
- (幹事会)第6条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、原則として下水道事務責任者で構成し、会議に諮るべき事項の調整並びに協議会における軽易事項の決定を行う。
 - 3 幹事会は、広く知見を求めするため、幹事会が認める者の参加を求めることができる。
- (作業部会)第7条 協議会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、原則として下水道事務担当者で構成し、幹事会の指揮の下で第2条に定める目的を実現するための事務作業を行う。
 - 3 作業部会は、広く知見を求めするため、幹事会が認める者の参加を求めることができる。
- (事務局)第8条 事務局は、会長が属する公共下水道事業に置き、協議会の庶務を行う。
- (補足)第9条 この会則に定めのない事項については、重要事項は会議で、軽易事項は幹事会において決定する。
- 附則(施行期日) この会則は、平成28年8月5日から施行する。

第一回協議会会議等の風景



広域化協議会の構成

協議会

4市町村長
近畿地整都市調整官
大阪府下水道室長

幹事会 (方針の検討・作業部会の指揮)

4市町村部課長
近畿地整課長補佐
大阪府下水道室企画経営総括

作業部会 (市町村間調整・課題整理等の事務作業)

4市町村担当
近畿地整係長
大阪府下水道室企画経営担当

アドバイザー：
日本下水道事業団

業務支援 : コンサルタント(国土交通省)

作業部会のイメージ

下水道ってどんな事務があるの？
あらためて言われると・・・



事務の書き出し

4市町村がそれぞれに、どんな事を行っているのかを確認できた。

付箋紙

事務の分類と整理

さらに、事務の分類作業を通じて、「事務手順」や「用語の意味」の違いが理解できた。

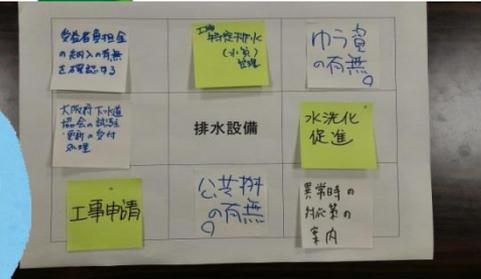


時間外には、何よりも大切な、「仲間意識」の醸成も図った。



個々の事務の手順まで確認することで、事務ごとの共同化の難易度が整理できた。

DMM機能分析表としてまとめることで、共同化における事務のイメージを共有できた。



事務フロー作成



事務体系を再構築



機能分析表 (Diamond Mandara Matrix: DMM) との連携を符号化により強化しました

DMM 機能分析結果 (HS-排水設備)

HS-排水設備

N			B			C			D			K		
申告書の発送	保留の申請と確定	納付のタイミング	公園・地番の整理	納付状況の確認	未接続調査	広報誌への掲載	申請受付	融資審査	届出受付	技術審査				
納付書の発行	取課決定書と納付書の発行	納付書の発行	受益者負担金	猶予申請受付と問合対応	水洗化促進	水洗化促進個別訪問	銀行との融資契約	融資あっせんの有無(補助金)	融資決定	特定施設の届出	流域へ通知			
減免申請	全納報奨金の計算	滞納処分・差押・財産調査・執行停止	対象区域の選定(土地の抽出)	料金設定			利息支払い	滞納整理						
臨時受付	一斉受付	更新受付	業者への登録案内	責任技術者試験・更新受付案内	受益者負担金	水洗化促進	融資あっせんの有無(補助金)	抜き打ち検査指導	接続時の水質検査	特定施設の届出	水濁法の申請確認	開発協議時の開きとり	排水設備時の開き取り	
ホームページ公表	業者登録の受付	手数料徴収	業者登録の受付	指定業者の扱い	指定業者の扱い	排水設備	水質管理	水質基準の確認	水質管理	対象施設の確認	対象施設の確認	建築確認時の開きとり		
公認証発行	台帳登録	審査・決裁	業者指定取消	指定業者の実態確認	排水設備工事	公共マスの無確認	異動時の対応業者の案内	除外施設の届出	自主分析の受付	指導支援・業務委託				
排水ヘッド	水利用	井戸水利用調査	事前調査(マスの位置)	申請審査申請書受付	負担金(補助金)の交付	建築確認時の確認	排水設備申請時の確認	窓口での台帳確認	組合への電話案内	履歴の管理	マスの清掃管理の手引の配布	1	2	3
ディスプレイ	申請審査	分流の確認	申請審査	排水設備工事	確認書発行	公共マスの有無確認	書類での窓口確認	現場確認	異常時の対応業者の案内	業者発注		8	0	4
ガーデンパン	メーター(取重)	見積書添付	台帳登録	料金への登録(水道へ)	検査をする	負担金の納付状況	未設置時の個人による設置	未設置時の行政による設置	担当者処理	作業員指示	住民対応	7	6	5

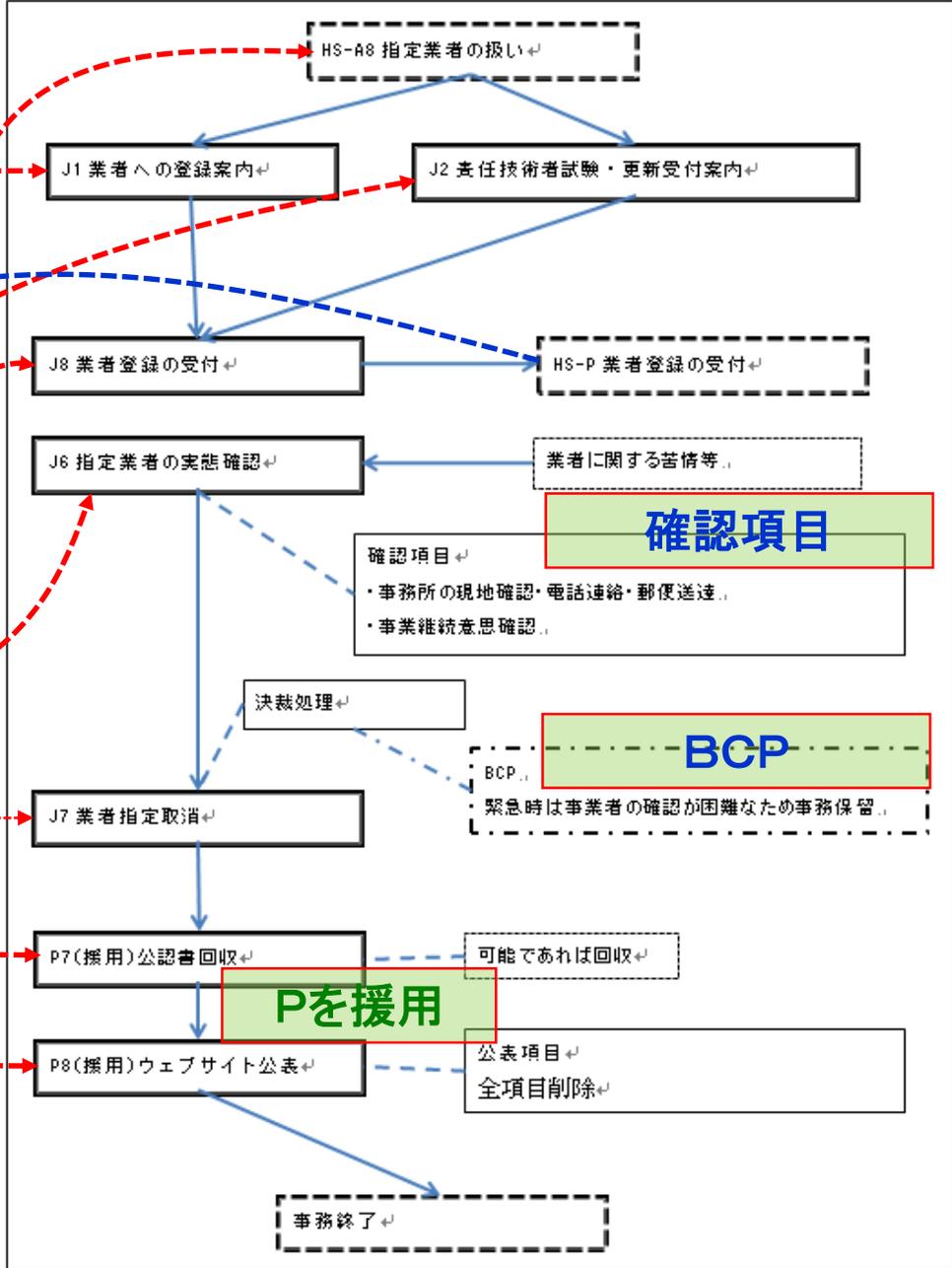
機能分析表 (Diamond Mandara Matrix: DMM) との連携を強化しました

DMM 機能分析結果 (HS-排水設備)

HS-排水設備

N			B			C		
申告書の発送	保留の申請と確定		納付のタイミング	公園・地番の整理	納付状況の確認			
納付書の発行	賦課決定書と納付書の発行		納付書の発行	受益者負担金	猶予申請受付と閉合対応			
減免申請	全納報奨金の計算		滞納処分・差押	対象区域の選定(土地の料金設定)				
P			J			A		
臨時受付	一斉受付	更新受付	業者への登録案内	責任技術者試験・更新受付案内	受益者負担金			
ホームページ公表	業者登録の受付	手数料徴収	業者登録の受付	指定業者の扱	指定業者の扱い			
公認証発行	台帳登録	審査・決裁	業者指定取消	指定業者の実態確認	排水設備工事			
R			H			G		
排水ヘッド	水利用	井戸水利用調査	事前調査(マスの位置)	申請審査申請書受付	負担金(補助金)の交付	建築確認時の確認		
ディスプレイ	申請審査	分流の確認	申請審査	排水設備工事	確認書発行			
ガーデンパン	メーター(重量)	見積書添付	台帳登録	料金への登録(水道へ)	検査をする	負担金の納付状況		

HS-J 指定業者の扱い



確認項目

- ・事務所の現地確認・電話連絡・郵便送達
- ・事業継続意思確認

BCP

緊急時は事業者の確認が困難なため事務保留

Pを援用

- 公表項目
- 全項目削除

第2回南河内4市町村下水道事務広域化協議会(平成29年2月9日)資料

(1) 協議会設立までの経緯

■現状

- ①ベテラン職員の退職
- ②老朽化施設の急増
- ③人口減少
- ④組織体制の縮小

■課題

- ①住民サービスの低下の懸念
- ②維持管理費用の増加
- ③使用料収入の減少
- ④下水道技術の継承

■解決方法

市町村の枠を越えた広域的な連携・協力が有効

南河内4市町村
下水道事務広域化協議会の設立(H28.8.5)

■目標・効果

- ①住民サービスの維持・向上
- ②下水道事務の効率化
- ③下水道職員のレベルアップ
- ④技術継承

■協議会構成員



(2) 広域連携業務の検討

■検討手法

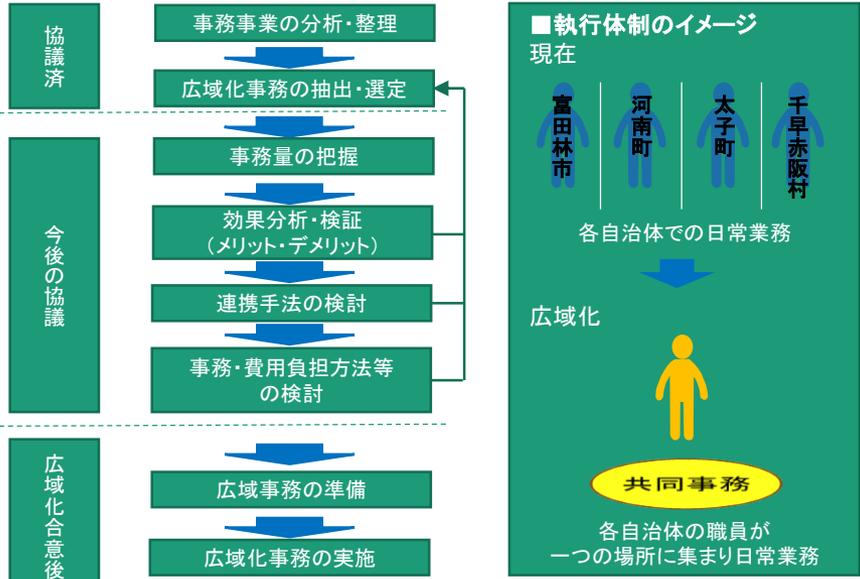
作業部会での業務分析により、主な下水道事務である【計画】【工事】【排水設備】【維持管理】【調査】【経理】について事務事業の抽出を行い、業務の流れを「フローチャートで見える化」し、広域連携の対象業務を選定した。



図例 機能分析結果 (H28年度実績)

機能	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
計画	計画策定												
工事	設計												
排水設備													
維持管理													
調査													
経理													

(3) 広域連携の実現に向けて



■広域連携について可能性が見えてきた業務

業務項目	主な業務内容	広域連携の可能性	広域連携に伴う効果
①計画	下水道の整備・維持管理に関する計画策定	高い	4市町村での計画策定、パッケージ化が図れる
②工事	設計・積算・現場管理	高い	設計・積算事務の共同化が図れる
③維持管理	下水道施設の維持管理	高い	緊急時に統一窓口での対応が図れる
④排水設備	工事申請受付、検査	高い	台帳統合により申請窓口の統一化が図れる
⑤調査	国及び府からの調査業務	高い	基礎数値の共有により統一作業が可能
⑥経理	決算関係、起債申請、一般会計繰入事務	中長期的な検討が必要	会計制度が異なるため

(4) 今後の取り組み

平成30年4月1日の事業開始をめざし、今後さらなる検討を進める。また、役割や費用負担についても、随時調整を行い段階的に協議を進める。

広域連携について可能性が見えてきた業務

業務項目	主な業務内容	広域連携の可能性	広域連携に伴う効果	例
①計画	下水道の整備・維持管理に関する計画策定	高い	4市町村での計画策定、パッケージ化が図れる	ストックマネジメント計画、各種個別計画
②工事	設計・積算・現場管理（実施設計等）	高い	設計・積算事務の共同化が図れる	工事実施設計
③維持管理	下水道施設の維持管理（BCP等）	高い	緊急時に統一窓口での対応が図れる	水質管理
④排水設備	工事申請受付、検査	高い	台帳統合により申請窓口の統一化が図れる	指定業者登録
⑤調査	国及び府からの調査業務	高い	基礎数値の共有により統一作業が可能	台帳データ共通化検討
⑥経理	決算関係、起債申請、一般会計繰入事務	中長期的な検討が必要	会計制度が異なるため	公営企業会計導入検討

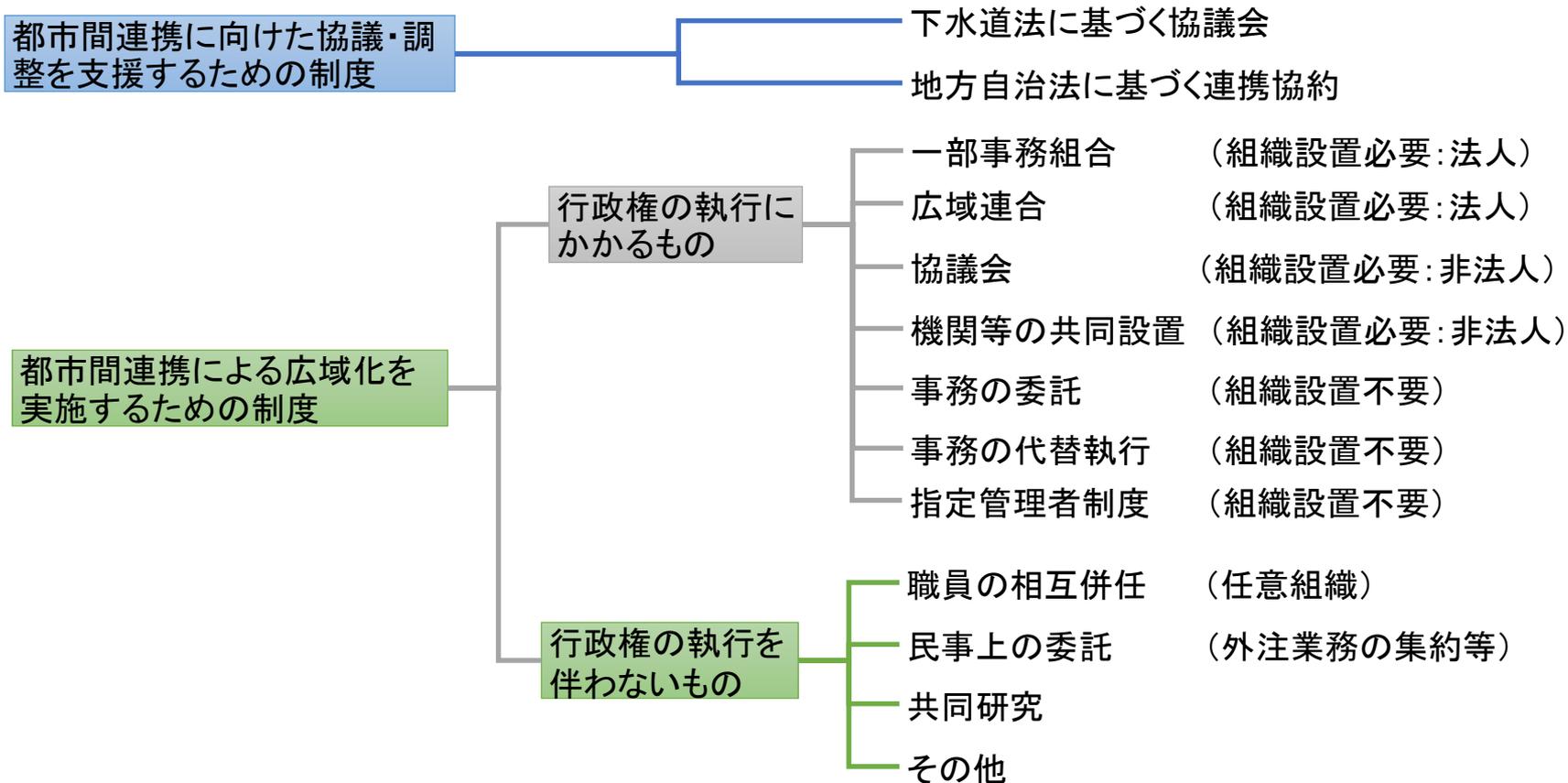
共同処理を行う事務（例示…排水設備）

項目	広域連携の取組内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
		収入(千円)	事務処理における特記事項			
排水設備指定業者登録等事務【条例規定事務】	これまで各市町村の条例に基づき下水道管理者の権限で指定していた指定業者登録を富田林市に一元化することにより事務等の効率化及び事業者の手続きの負担軽減を図る。	富田林市 事務量 0.04人	5年平均: 626 1. 事業内容(平成24～28年) ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録(新規・更新) 指定業者 238者(うち、町村重複211者) ③登録手数料等(平成24～28年計) ①指定申請 10,000円/件 ②責任技術者登録 2,000円/件 ③平成24～28年手数料合計 3,132千円/年	【共同処理方法】 指定業者の登録事務を富田林市に一元化し、登録情報を3町村に提供する。ただし、確認申請に係る書類等の審査及び工事完了に伴う完了検査は各市町村で実施する。 協定: 地方公共団体間での自治法による事務委任となり法定協定に関する府協議と議会の議決が必要 【実施方法】 富田林市において登録事務を行う。ただし、確認申請に係る書類等の審査及び工事完了に伴う完了検査は各市町村で実施する。 受託者: 富田林市 委託者: 太子町、河南町、千早赤阪村 【手数料】 富田林市の例により、収入は富田林市の収入とする。 【幹事市】 幹事市: 富田林市 【事務局】 事務局: 富田林市下水道課 【負担割合】 なし 【その他】 条例関連: 排水設備指定業者にかかる条例の整理が必要で、既存の登録期間の扱いについての経過措置も必要	◎定量的な事業効果 3町村の登録事務がなくなる。富田林市と重複している業者数は27者と富田林市の約1割であるため、事務量の負担は軽微である。 ◎定性的な事業効果 ①登録事務の効率化 ②事業者手続きの負担軽減 ◎対象者への影響 ①多くの対象者にとって重複申請がなくなる。 ②富田林市と河南町に登録している業者(61者)は登録費用を節減できるが、河南町のみに登録している業者(12者)は次回更新時より登録料が増加する。 ③太子町・千早赤阪村のみに登録(無料)している業者(15者)は次回更新時より登録料が発生する。 ④増減額(各者の技術者を1名として試算) 61@△6000=△366千円 12@6000= 36千円 15@12000= 180千円 ----- △150千円/5年	
		太子町 事務量 0.02人	0 1. 事業内容 ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録(新規・更新) 指定業者 61者(うち、市重複50者) ③登録手数料等 なし			
		河南町 事務量 0.08人	5年平均: 160 1. 事業内容 ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録(新規・更新) 指定業者 83者(うち、市重複61者) ③登録手数料等 ①指定申請 5,000円/件 ②責任技術者登録 1,000円/件 ③平成24～28年手数料合計 803千円/年			
		千早赤阪村 事務量 0.03人	0 1. 事業内容(平成29～33年度まで) ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録(新規・更新) 指定業者 41者(うち、市重複34者) ③登録手数料等 なし			
		合計	5年平均: 786			

広域連携手法の抽出

広域連携の手法は、都市間連携に向けた協議・調整を「支援する」ための制度と都市間連携による広域化を「実施する」ための制度に大別される。以下で広域化を「実施する」ための制度について抽出を行った。

事務処理の共同処理において広域化を実施するための制度は、大別して「行政権の執行にかかるもの」と「行政権の執行を伴わないもの」に分類される。「行政権の執行にかかるもの」は各議会の承認を得る必要があるため、手続きに時間を要する。「行政権の執行を伴わないもの」は議会承認が不要であり、関連事業体間での覚書や協定等の締結のみのため、比較的容易に事務の共同処理が実施できる。



※ 「行政権の執行」とは、個人等に対する義務、権利の制限、許認可処分など公権力行使となる法律行為を指し、業務発注、調査研究、事務処理等の事実行為は行政権の執行には含まない。

連携手法の形態と南河内4市町村における適用

① 「行政権の執行にかかる法律行為」

同じ手続きで実施している行政権の執行にかかる事務を広域化する。 ⇒ 事務の委託による効率化

② 「行政権の執行を伴わない事実行為」

行政権の執行を伴わない業務委託等の事務を1市町村に集約して実施する。なお、受託市町村は委託市町村担当者が業務協議に参加できるようにするなど、技術学習の機会の確保に努める。 ⇒ 民事上の委託による効率化と技術継承

③ 「課題検討・研究」

事務を先行して実施する市町村が他の市町村に知見を展開する等、構成市町村の共通課題に対して互いに補完連携して対処法を探る。 ⇒ 共同研究による技術継承

	① 事務の委託	① 民事上の委託	① 共同研究
概要	法律行為の共同化	事実行為の共同化	課題・知見・技術の共有化
説明	行政権の執行にかかる排水設備に関する許認可等、広域化が容易な事務から、順次事務の委託を実施して事務の広域化を推進する。さらに事務のパッケージ化を進めてさらなる広域化を図る。	行政権の執行を伴わない外注業務等を1市町村に集約して実施する。なお受託市町村は委託市町村担当者が業務協議に参加できるようにするなど広域全体の技術力の維持向上を図る。	事務を先行して実施する市町村が他の市町村に知見を展開する等、構成市町村の共通課題に対して互いに補完連携して対処法を探り、広域全体の事務・技術力の維持向上を図る。
想定される実施体制	地方自治法の定めに基づき、3町村が富田林市に事務を委託する。	民事上の契約として町村が富田林市に業務を委託し、富田林市に業務を集約して実施する。	会場を持回りするなど、参加しやすい環境を醸成し、広域化推進に向けた課題検討・研究会を定期的に開催する。

- a. 実施に向けて支障となる課題や手続きがないもの。 ⇒ 短期での実施
- b. 実施に向けて法手続き等が必要なもの。 ⇒ 中期での実施
- c. 実施に向けて前提となる課題解決が必要なもの。 ⇒ 長期での実施

想定される広域化の段階と事務項目

		短 期	中 期	長 期	摘 要
広域化の段階		法手続き等の必要がなく、実施に向けて支障となる課題や手続きがないもの	実施に向けて法手続き等が必要であるが支障となる課題が少ないもの	実施に向けて前提となる課題解決が必要なもの	
目標年次（例示）		2018～2022※1	2021※1～2022※1	2023※1～	※1未定
広域化の手法	共同研究 （基本協定）	業務継続計画(BCP) 緊急対応(非常時) 台帳データの共通化検討 ストックマネジメント計画 不明水対策検討 公営企業導入調整			課題検討・研究会を定期的に開催
	民事上の委託 （基本協定） & （個別委託契約）	水質管理 各種計画 工事設計	水洗化促進 管路調査・点検清掃	各種計画・工事設計(多岐展開) 各種システム構築(施設台帳等) 工事積算 整備・長寿命化工事 維持管理(通常時対応、合特対象) 維持管理(異常時の対応案内、ハザードマップ等) マンホールポンプの維持管理(合特対象)	富田林市に業務を集約
	事務の委託 （事務委任規約）		排水設備指定業者登録	排水設備(公共ますの有無確認、確認申請等) 占用、開発協議 計画・調査	富田林市に事務を委託

これまでの検討を踏まえた今後の方向性

1 各種システムの連携について

広域化においては、下水道の各種事務の基礎資料となる下水道台帳システム、業務や工事発注に関する積算システム、公営企業会計の費目設定等に関する会計システムなどの各種システムについて、そのデータ仕様等の共通化を図る必要がある。

2 技術継承について

地方自治法による事務の委託と民事上の委託は、一般的には受託自治体の責務で事務が実施され委託自治体が業務内容に関わることがなくなるため、委託自治体においては技術が継承できなくなる。広域化において構成市町村全体の技術力の維持継承を図るためには、受託した事務の各種協議等に委託自治体も参加できる環境を整える必要がある。

3 費用負担割合について

事務項目ごとに各市町村の業務割合が異なるが、事務項目ごとに費用負担割合を算定するにつき、構成市町村の事業量がその算定根拠として利用されることが想定される。なお、個別の業務に関して受委託する場合は、その都度、その業務数量により設定することも考えられる。

4 行政権の有無による広域化手法の違いについて

行政権の執行にかかる事務の委託を行う場合、委任規約等の範囲内において委託自治体の行政権は受託自治体に移動し、委託自治体は当該事務を管理執行する行政権を失うこととなる。また事務の代替執行を行う場合、委託自治体の行政権は受託自治体に移動せず、受託自治体は委任規約等の範囲内において、委託自治体の行政権を代替執行することとなる。したがって、事務の委託や事務の代替執行については、行政権の移動(委譲)や代替執行に関して地方自治法の定めによりそれぞれの議会承認や知事への届出が必要となる。

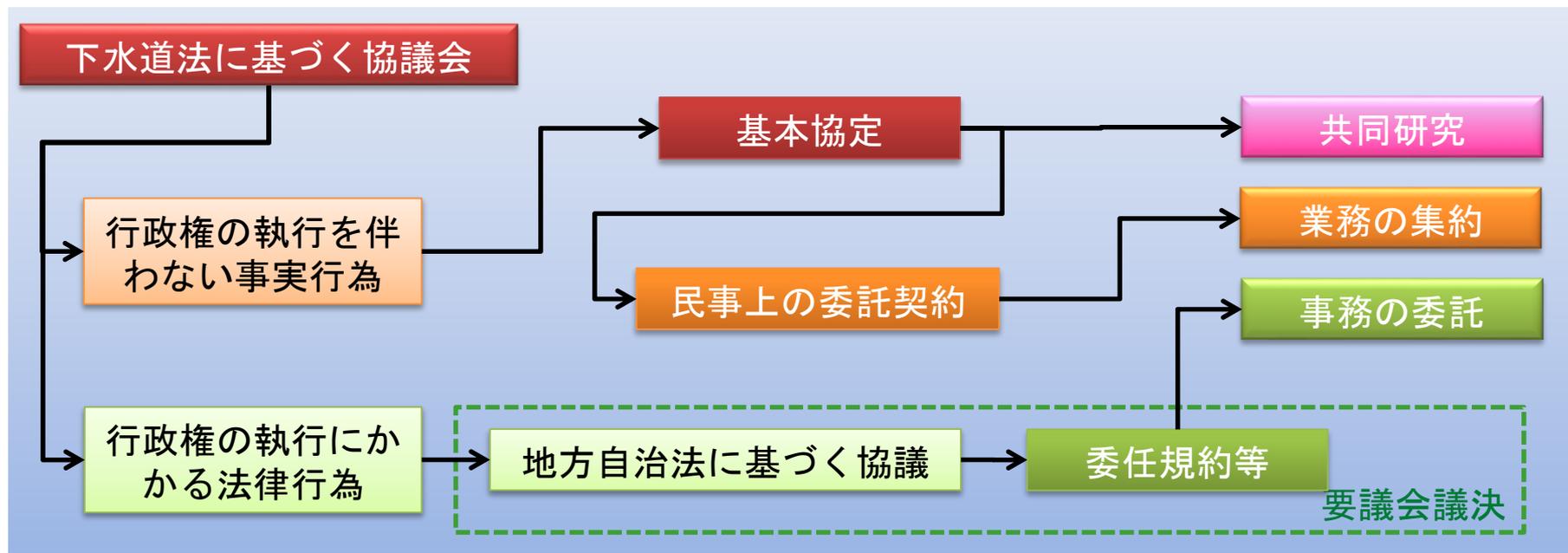
一方で、行政権の執行を伴わない事務については、民事上の委託も認められていることから、事務の広域化においては、事務項目ごとに行政権の有無(法律行為と事実行為)を確認して、広域化手法を選択する必要がある。

下水道法による協議会のスキーム

下水道法第31条の4に基づく本協議会の目的は、南河内4市町村における下水道事務の広域化の可能性を検討することであり、2年間の協議を経て広域、共同化が可能な事務を抽出した。

今後広域化が可能な事務について順次具体的な協議、検討、実施に移行するに当たり、広域事務を進めるための基本合意を行う必要がある。

なお地方自治法に定める事務の委託、代替執行等の行政権の委譲、代替執行等にかかる事務に関する協議に関しては、同法の関連条項に基づき協議を行う必要があることから、下水道法第31条の4に基づく本協議会の合意の範囲は、行政権を伴わない事務の広域、共同化に限るものとする。



ご清聴ありがとうございました

大阪府富田林市上下水道部理事兼下水道課長 浅野和仁
0721-25-1000ext260 gesui@city.tondabayashi.lg.jp